

令和4年度公益財団法人鳥取県国際交流財団会計年度任用職員
(多文化共生コーディネーター) 採用試験 受験案内

公益財団法人鳥取県国際交流財団において、県内の多文化共生の推進のための業務（事業の企画立案・実践や関係機関との調整、地域住民に対する意識啓発等）を行う職員の募集を行います。

なお、本採用は令和4年度鳥取県一般会計予算の成立及び国における事業交付決定が条件となります。

◆公益財団法人鳥取県国際交流財団◆

〒680-0846 鳥取市扇町21番地 鳥取県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）3階

電話 (0857)51-1165 E-mail tic@torisakyu.or.jp <http://www.torisakyu.or.jp/ja/>

1 受付期間・試験日時等

| | |
|-------------|--|
| 受付期間 | 令和4年2月17日（木）～2月28日（月） |
| 試験日時 | 人物試験（面接）：令和4年3月6日（日） *書類選考合格者に対し、人物試験を行います。試験の日時及び会場の詳細は、文書でご連絡します。 |
| 試験会場 | 鳥取市扇町21 県民ふれあい会館会議室 |
| 試験結果 発表日 | 令和4年3月11日（金）（予定） |

*上記の内容は、新型コロナウイルスの感染状況等により変更することがあります。

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

| 募集職種 | 採用予定者数 | 職務内容 | 配属先 |
|-------------------|--------|--|--------------------------------|
| 多文化共生 コーディネーター | 1名 | 鳥取県における外国人住民の増加及び多言語化・多国籍化（非英語圏・非漢字圏の増加）に伴い、解決しなければならない問題に対して、外国人ならではの目線・視点を活かしてその問題の解決、日本人も外国人も共に暮らしやすいまちづくりのために必要な業務 ・災害情報やコロナ関係情報を重点にした機動力のある多言語情報発信とその分析に関すること。 ・災害時における新たな外国人支援のあり方を検討し、県や自治体等関係機関との連携事業の企画・運営に関すること。 ・在住外国人の日本語学習プログラムに関すること。 ・県民の多文化共生意識の啓発、醸成に関すること。 | 公益財団法人鳥取県国際交流財団本所 (鳥取市扇町21) |

3 受験資格

- (1) 年齢・性別は問いません。
- (2) パソコンによる文書作成、表計算、インターネット等の運用能力を有する方
- (3) 普通自動車運転免許（AT 限定可）を取得し、自動車の運転ができる方（採用時までの取得見込も可とする）
- (4) 日本国籍を有しない方については、活動に制限のない在留の資格を取得している方又は令和 4 年 3 月 31 日までにこの資格を取得する見込の方。かつ、日本語能力試験（JLPT）N1 に合格している方に限り受験できます。
- (5) 日本以外の国や地域に通算 3 年以上滞在し生活した経験を有する方
- (6) 上記に関わらず、次の項目に該当する方は受験できません。
 - ①禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの方又はその刑の執行猶予の期間中の方その他その執行を受けることがなくなるまでの方
 - ②懲戒解雇又はこれに相当する処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない方
 - ③日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した方

4 求める人材像

鳥取県における外国人住民の増加及び多言語化・多国籍化（非英語圏・非漢字圏の増加）に伴い、単に言葉の問題にとどまらず解決しなければならない問題がますます多様化、複雑化してきている現状の中で、生活上の困難を抱えるより多くの外国人住民に対する効果的な支援について、外国人ならではの目線・視点をもってその問題の解決と、日本人も外国人も共に暮らしやすいまちづくりを目指していくことに意欲、関心のある方で、次のいずれにも該当する方

- ① 3 年以上の職務経験があり、次の業務を遂行するための知見・経験を有している方
 - ・ 災害情報やコロナ関係情報を重点にした機動力のある多言語情報発信とその分析。
 - ・ 災害時における新たな外国人支援のあり方など県内在住の外国人住民の支援について検討し、県や自治体等関係機関との連携による事業の企画及び運営。
 - ・ 在住外国人の日本語学習について、外国人の視点でのニーズ分析やアンケートなどをプログラムに反映させるための助言。
 - ・ 県民の多文化共生意識の啓発、醸成。
- ② 関係機関との円滑な情報共有、やり取りができるとともに、上司の指示に従い業務を遂行することができること。
- ③ Word、Excel 等を用いてパソコンによる事務ができること。
- ④ SNS を使った情報発信や管理業務の経験（プライベートでも可）があること。
- ⑤ 対人交渉能力を有すること。

5 試験内容

| 試験種目 | 配点 | 内 容 |
|------|-------|--------------------|
| 書類選考 | 100 点 | 提出書類（経歴・作文）に基づく審査 |
| 人物試験 | 300 点 | 個別面接による人物についての口述試験 |

※書類選考の得点にかかわらず、人物試験の得点の高い順により最終合格者を決定します。なお、人書類選考及び人物試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合は、不合格とします。

6 勤務条件（予定）

| | |
|--------------|---|
| 給 与 | <p>○報酬 時間額 1, 6 3 0 円</p> <p>○期末手当 期末手当基礎額（報酬の月額相当額）1.98 月分（6 月期 0.99 月分、12 月期 0.99 月分） ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。（例：令和 4 年 4 月 1 日採用の場合の割合 6 月期分：100 分の 30、12 月期分：100 分の 100）</p> <p>○費用弁償（通勤手当） ・通勤距離片道 2km 以上の場合に支給します。 ※交通機関利用者は定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1 月あたり 55,000 円を限度として支給します。 ※自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額 1,295 円から 40,557 円までの範囲内で支給します。</p> |
| 福 利 | <p>健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険の対象となります。 また、鳥取県公社・事業団等職員互助会に加入することができます。（任意）</p> |
| 休 暇 | <p>次に掲げる休暇を取得できます。</p> <p>(1) 年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大 1 年に 10 日間）が付与されます。</p> <p>(2) 特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各 8 週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。</p> |
| 勤務形態 勤務時間 | <p>週 30 時間（勤務時間は、午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分まで） *原則として毎週土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は勤務を要しません。ただし、業務上の必要から、これらの日に勤務を要する場合があります。</p> |

※上記は現時点における勤務条件であり、採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

7 任用期間

令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 3 1 日

※従事業務が翌年度も継続された場合、勤務成績その他の事情をふまえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります（再度の任用 4 回まで）。5 年間雇用された方で引き続き採用を希望される場合は、再度採用試験を受けていただくことになります。

8 受験申込手続き等

| | |
|-------|--|
| 提出書類等 | <p>次の書類を全て提出すること。なお、履歴書の記載に不正や虚偽があったときは、受験を無効とし、合格発表後であっても合格を取り消します。</p> <p>(1) 試験申込書（所定様式） 1通</p> <p>(2) 作文（A4判縦長、横書き3枚、1,200字以内） 冒頭に氏名を記入の上「鳥取県の多文化共生推進に向けて取り組みたいことについて」を、文字ソフト（Word等）を使って横20字×縦20行で作成してください。</p> <p>(3) 返信用封筒（試験結果通知用）長形3号 封筒に受験者本人の郵便番号・住所及び氏名を明記の上84円切手を貼付してください。</p> |
| 申 込 先 | <p>上記書類を郵便又は持参により次に申し込んでください。提出書類は一切返却いたしません。</p> <p>◎郵送の場合：令和4年2月28日（月）必着 簡易書留で、封筒の表に「(公財)鳥取県国際交流財団会計年度職員（多文化共生コーディネーター）応募書類在中」と朱書きしてください。</p> <p>◎持参の場合：期間中の平日8:45～17:30（土・日曜・祝日は受け付けておりません）</p> <p>【公益財団法人鳥取県国際交流財団】 〒680-0846 鳥取市扇町21番地 鳥取県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）3階 電話 (0857)51-1165 ファクシミリ (0857)51-1175 E-mail tic@torisakyu.or.jp Website http://www.torisakyu.or.jp/ja/</p> |

9 合格者の決定方法

(1) 書類選考

応募者から提出のあった試験申込書、作文の記載内容を審査・点数化し、得点の高い順に合格者を決定します。なお、書類選考の得点が一定の基準を満たさない場合は不合格となり、人物試験の受験はできません。結果については3月3日（木）までに本人に通知します。

(2) 人物試験

書類選考の得点にかかわらず、人物試験の得点の高い順により最終合格者を決定します。なお、人物試験には一定の基準があり、この基準を満たさない場合は、不合格とします。従って、試験の結果によっては合格者がいない場合があります。

10 合格者の発表

合格者の受験番号を公益財団法人鳥取県国際交流財団のホームページに掲載します。また、すべての応募者に書類選考の結果を文書で通知します。

| | |
|-------------|--------------|
| 書類選考結果発送予定日 | 令和4年3月2日（水） |
| 面接試験結果発送予定日 | 令和4年3月10日（木） |

11 試験結果の開示

この採用試験の結果については、(公財)鳥取県国際交流財団情報公開規程第5条第1項の規定により、文書による開示の申し出をすることができます。なお、電話、はがき等による開示の申し出はできませんので、受験者本人が直接開示場所においでください。その際、運転免許証、学生証等写真により受験者本人であることを確認できるものを持参してください。

- 開示請求できる者 受験者
- 開示内容 総合得点及び順位
- 開示期間 発表の日から1ヶ月
- 開示場所 (公財)鳥取県国際交流財団本所(鳥取市扇町21 県民ふれあい会館3階)

12 採用方法等

令和4年4月1日(金)に(公財)鳥取県国際交流財団本所にて辞令交付の後、着任していただく予定です。

13 個人情報の取り扱い

本試験に際して収集した個人情報については、本試験の選考、合格通知書の発送及び採用手続き以外には使用しません。